

平成23年3月から始まります!!

ミックスペーパーとプラスチック製容器包装の分別収集

～地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して～

ミックスペーパーの分別収集が平成23年3月から市内全域で始まります。
 ミックスペーパーとは、「資源集団回収の対象物である紙類」と「汚れた紙・臭いの強い紙」を除く、すべての紙類のことです。今までごみとして焼却されていた紙類を、きちんと分別することで、資源として生まれ変わります。
 分別されたミックスペーパーは、民間事業者によって、選別や異物を取り除く処理が行われ、トイレットペーパーに再生されます。



ミックスペーパーとは

〈具体例〉

●マークが付いているもののほか、お菓子の箱、投込みチラシ、パンフレット、包装紙、封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙



このほかにも、プラスチックコート紙や合成紙、レシート・伝票等の裏カーボン紙などもミックスペーパーの対象です。



新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パックなどは、



資源集団回収・店頭回収へ
 ※資源集団回収は、実施団体によって回収品目が異なります。

汚れた紙と臭いの強い紙は、

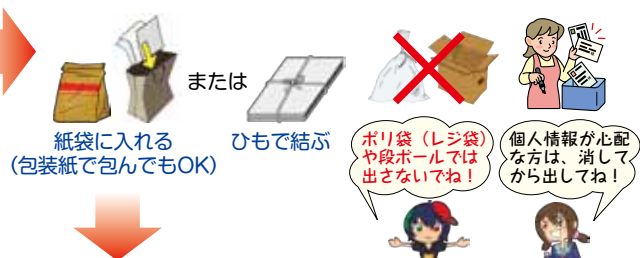


普通ごみへ

出し方

「紙袋に入れる(包装紙で包んでもOK)」または「ひもで結ぶ」のいずれかの方法で、収集日の朝8時までに資源物集積所に出してください。

※祝日(年末年始を除く)や雨の日も収集します!



集める

※資源化処理施設で選別・異物除去

再生

トイレットペーパーに生まれ変わります。



川崎区・幸区・中原区ではプラスチック製容器包装の分別収集も開始!!

川崎区・幸区・中原区の3区では、平成23年3月からプラスチック製容器包装の分別収集も始まります。高津区・宮前区・多摩区・麻生区は平成25年度から実施予定ですので、分別収集が始まるまでは、プラスチック製容器包装は今まで通り普通ごみ(または粗大ごみ)に出してください。

プラスチック製容器包装とは、生鮮食品のトレイ、カップ麺の容器、お菓子などのポリ袋、シャンプーのボトルなど、プラスチック素材でできた容器や包装のことで、製品にはプラマーク(♻️)が付いています。

プラスチック製容器包装とは

目印は、プラマーク



トレイ類

肉・魚の食品トレイ、弁当容器
 ※トレイは店頭回収もご利用ください。



カップ・パック類

カップ麺・卵などの容器



ボトル類

洗剤・シャンプーなどの容器



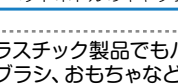
チューブ類

マヨネーズ・ケチャップなどの容器



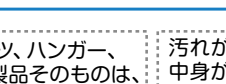
ふた(キャップ)

チューブ類のふた、ペットボトルのキャップ



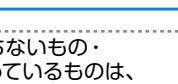
ポリ袋・フィルム類

レジ袋、スナック菓子などの袋



緩衝材・網(ネット)

発泡スチロール、果物ネットなど



プラスチック製品でもバケツ、ハンガー、歯ブラシ、おもちゃなどの製品そのものは、



普通ごみへ
 (最長辺が50cm以上の場合粗大ごみへ)

汚れが落ちないもの・中身が残っているものは、



普通ごみへ

出し方

中身を使い切って、軽く洗うか、汚れをふき取ってキレイにしてから、中身の見える透明・半透明の袋に入れて、収集日の朝8時までに資源物集積所に出してください。

※祝日(年末年始を除く)も収集します!



集める

※資源化処理施設で選別・異物除去

再生

再び新しい製品などに生まれ変わります。

